

# 農業所得 収支内訳書 記入要領

## 1. 収入金額・必要経費の集計表

【収入の部】

**!** 収入金額の内訳を、裏面「5.収入金額の明細」へ記入してください。

科 目	内容	添付書類
販売金額	① 1年間に販売した農産物の販売金額を記入 (販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したものとみなしますので、この欄に記入してください。)	JAの精算書、市場の仕切書、領収書など
家事消費・事業消費金額	② 収穫した農産物を自分で食べたり、兄弟親戚等へ贈答した場合や、米などの農作物を小作料の支払いとして現物給付した場合 ⇒収穫したときの生産者販売価額により計算し、記入	農産物を家事消費や事業消費したときの記録メモ
雑収入	③ 農業に関係する収入で販売金額以外のものを記入 〔例〕水田活用の直接支払交付金・助成金などの補助金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補てん金、作業受託料など	東北農政局や市役所から、農産物に関する各種施策に基づいて受け取った収入金明細書、領収書など

【支出（必要経費）の部】

**!** 必要経費は、農業に係る部分だけですのでご注意ください。

科 目	内容	添付書類
給料賃金・雇人費	⑧ 農産物などの生産、販売のための雇用労賃、雇人への賄い費・交通費など	経費の金額が分かる書類をお持ちください。 (例) ・JAからの購買代金請求書 ・納品書、請求書、領収書 ・固定資産税や軽自動車税の納税通知書・領収書
小作料・賃借料	⑨ 小作料、農地や農機具などの賃借料、カントリーなどの使用料金	
減価償却費	⑩ 農業用の建物、車輛、機具など、10万円以上の物の償却費	
貸倒金	⑪ 売掛金などの貸倒損失	
利子割引料・借入金利子	⑫ 農業用の土地建物、農機具の購入のための借入金利子、手形割引料	
租税公課	イ 消費税、農業用の土地建物の固定資産税、自動車税、農協の組合費など	
種苗費	ロ 種もみ、苗類の購入費	
素蓄費	ハ 子牛、子豚、ひななどの取得費、種付料	
肥料費	ニ 化学肥料や堆肥用わらの購入費	
飼料費	ホ 飼料の購入費	
農具費	ヘ 使用可能期間が1年未満か、10万円未満の農具の購入費	
農薬衛生費	ト 農薬の購入費用、共同防除の負担金など	
諸材料費	チ ビニールシート代、果実の袋掛用の袋代、わら、縄、支柱などの購入費	
修繕費	リ 農機具や農業用の建物・車両などに要した修理費	
動力光熱費	ヌ かん水などに要した水道料、電気料、農業機械・車両の軽油・ガソリン代、ハウス施設の重油など	
作業用衣料費	ル 作業服代、長靴、手袋代など	
農業共済掛金	ヲ 水稻、果樹、家畜などの共済掛金、農業用の建物・車両に対する保険料 (建物更生共済や長期火災保険の場合は、掛け捨て部分のみ対象)	
荷造運賃手数料	ワ 農産物などの販売に要した市場手数料、運送費、包装費など	
土地改良費	カ 土地改良区、水利組合の負担金のうち維持管理費など	
雑費	ツ 農業経営上の費用で上記に分類できない経費（研修費、電話代、切手代など）	



## 2. 給料賃金・雇人費の内訳

氏名・住所または作業名	期間雇人（年雇人）の場合⇒氏名・住所を記入 臨時雇人の場合⇒作業名を記入
-------------	---

## 3. 小作料・賃借料の内訳

小作料、賃借料などの別	小作料、賃借料、機械などの借料などの別を記入
-------------	------------------------

## 4. 事業専従者の氏名等

氏名・従事月数など	あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が、本年中に6ヶ月以上、事業に専ら従事している場合⇒その者の氏名などを記入
-----------	--

## 5. 収入金額の明細

農産物の種類品名など	収穫、販売した作物などの名称を記入 温室やビニールハウスで収穫したものは、「特殊施設」欄へ記入
------------	--

## 6. 減価償却費の計算

**未記入で構いません。**未計上の減価償却資産がある方は、契約書や領収書など購入年月、取得価額が分かる書類をお持ちください。

### ●帳簿などの保存期間

帳簿などの種類		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿【法定帳簿】 (例) 申告書、収支内訳書	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿【任意帳簿】 (例) 収穫状況や家事消費状況を記載したメモ帳など	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は、受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	



【お問い合わせ先】  
十和田市役所 税務課 市民税係  
TEL 0176-51-6766 . 51-6767